

新型コロナウイルスの影響で 落ち込んだ地域消費を盛り上げる

クーポン券取扱事業者

募集

問い合わせ 商工会議所 ☎52-3105



“おおたけ”PRキャラクター
コイちゃん

※クーポン券は、券面が500円で1人20枚配布し、うち10枚は中小事業者のみで使用できるものとなります。クーポン券は、購入や利用、受講等した場合に支払う金額の1000円ごとにクーポン券1枚を使用でき、500円の値引き（最大50%割引）がされます。

【クーポン使用例】

- 800円の買い物では、クーポン券を使用できません。
- 1000円の買い物で、1枚（500円分）使用でき、自己負担額は500円になります。
- 3200円の買い物で、3枚（1500円分）使用でき、自己負担額は1700円になります。

対象

市内に事務所・店舗・教室などを有し、次の①～④のいずれにも該当しない全ての業種の事業者

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する営業を行っているもの
- ② 特定の宗教、政治団体などに関わる場合や事業内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- ③ 役員などが、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定するものや暴力団の構成員であると認められるもの、または暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持や運営に協力し関与するもの
- ④ 次のクーポン券の利用対象外のみを取り扱うもの

【クーポン券の利用対象外】

- ・ 不動産や金融商品
- ・ たばこ
- ・ 図書券、商品券、プリペイドカードその他の換金性の高いもの

申し込み

9月25日(金)までに募集要項を確認の上、「大竹市クーポン券取扱事業者登録申込書」に必要事項を記入し、商工会議所に提出してください。

なお、募集は、11月30日(月)まで行いますが、9月26日(土)以降の申し込みの場合は、市民に配布する取扱事業者の一覧表に掲載できない場合があります。

の家族、親族、同居人などが該当します。また、同居していても、現に世話をしている親族・知人なども該当する場合があります。

― 障害者福祉施設従事者等とは ―

障害者総合支援法などに規定する「障害者福祉施設」または「障害者サービス事業等」の業務に従事する人が該当します。

― 使用者とは ―

障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者そのほか労働者に関する事項について事業主のたために行為をする人が該当します。派遣労働者による業務の提供を受ける事業主なども含まれます。

― 障害者虐待の例 ―

- 身体的虐待
- 性的虐待
- 心理的虐待
- 放棄・放置
- 経済的虐待

虐待を見つけたら通報窓口へ

障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は、通報窓口（福祉課 ☎592146）に電話やメールなどで通報してください。虐待を受けた障害者が通報窓口へ届けることもできます。

fukushi.soudan.otake.city@gmail.com

あります。

全ての取扱事業者の一覧表は、市と商工会議所のホームページ上で公表します。

※募集要項と申込書は、商工会議所または産業振興課の窓口に取りに来ていただくか、商工会議所または市ホームページからダウンロードしてください。

中小事業者とは
次のアからイに掲げる事業者をいいます。

- ア 資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下、かつ、常時使用する従業員の数が300人以下であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（イからエまでに掲げる業種を除く）に属する事業を主たる事業として営むもの
- イ 資本金の額もしくは出資の総額が1億円以下、かつ、常時使用する従業員の数が100人以下であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- ウ 資本金の額もしくは出資の総額が5千万円以下、かつ、常時使用する従業員の数が50人以下であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

「7カ国語で話そう」

問い合わせ
言語交流研究所
ヒッポファミリークラブ西日本
☎0120・557・761

ことばの自然習得、多言語の環境での生活や子育てについて、多言語活動の実体験をふまえながら、伝えます。

今回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Zoomを使ってオンラインで行います。

とき

9月4日(金)、6日(日)、11日(金)、13日(日) いずれも10時～11時

※講演内容は、全て同じです。都合の良い日程を選んでください。

講師

中川原万里さん（言語交流研究所 研究員）

申し込み

各回、前日17時までにヒッポファミリークラブ西日本ホームページ（<https://hfcw.jp>）へ。詳細については、申し込み後、お知らせします。

このQRコードから
アクセスできます。



福祉の
とびら
No.87

障害者虐待の防止

問い合わせ 福祉課 ☎592146

虐待は人の尊厳を害するものであり、障害者への虐待は、障害者の自立と社会参加を妨げるものとなります。

障害の有無に関わらず、住み慣れた地域でその人らしい尊厳を持って暮らしていくことは、誰もが望むことであり、社会全体で障害者の虐待防止に取り組んでいく必要があります。

「障害者虐待防止法」

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成24年10月1日から施行されています。

この法律は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援などに関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資

することを目的としています。

― 障害者とは ―

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）そのほか心身の機能に障害がある人で、障害および、社会的障壁によって生活に相当な制限を受ける人を対象としています。この法律でいう障害者には18歳未満の人や、障害手帳を取得していない場合も含まれます。

― 障害者虐待の種類 ―

- 養護者による虐待
- 障害者福祉施設従事者などによる障害者虐待
- 使用者による障害者虐待

― 養護者とは ―

障害者の身辺の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者